

令和6年度パートタイム会計年度任用職員（放課後児童支援・支援補助） 採用試験実施要領

令和6年4月1日

放課後児童クラブで勤務する放課後児童支援（支援員）・支援補助（支援補助員）を募集します。

放課後児童クラブとは、授業の終了後及び長期休暇期間中に、保護者が昼間家庭にいない児童（小学校1年生～6年生まで）を対象として生活指導を行う事業です。

- 1 採用予定人員** 支援員：若干名
支援補助員： 若干名

2 受験資格 次の各号のいずれかに該当する人

- (1) 保育士の資格を有する者
- (2) 社会福祉士の資格を有する者
- (3) 学校教育法（昭和22年法律第26号）の規定による高等学校（旧中等学校令（昭和18年勅令第36号）による中等学校を含む。）若しくは中等教育学校を卒業した者、同法第90条第2項の規定により大学への入学を認められた者若しくは通常の課程による12年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。）又は文部科学大臣がこれと同等以上の資格を有すると認定した者（第9号において「高等学校卒業者等」という。）であって、2年以上児童福祉事業に従事したもの
- (4) 教育職員免許法（昭和24年法律第147号）第4条に規定する免許状を有する者
- (5) 学校教育法の規定による大学（旧大学令（大正7年勅令第388号）による大学を含む。）において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者
- (6) 学校教育法の規定による大学において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程において優秀な成績で単位を修得したことにより、同法第102条第2項の規定により大学院への入学が認められた者
- (7) 学校教育法の規定による大学院において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専攻する研究科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者
- (8) 外国の大学において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸

術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者

- (9) 高等学校卒業者等であり、かつ、2年以上放課後児童健全育成事業に類似する事業に従事した者^(注)であって、市長が適当と認めたもの

(注)2年以上従事し、かつ、総勤務時間が2000時間程度あり、岐阜市の放課後児童クラブ(または他市町の放課後児童クラブ(学童保育))に類似する事業で勤務した経験を有するもの。

- (10) 5年以上放課後児童健全育成事業に従事した者であって、市長が適当と認めたもの

なお、次に該当する人は受験できません。

ア 禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで、又はその執行を受けることがなくなるまでの者

イ 岐阜市において懲戒免職の処分を受け、その処分の日から2年を経過しない者

ウ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

※採用後、岐阜県放課後児童支援員認定資格研修を受講する必要があります。(既に受講し、修了した者は除く。)

受験資格等について

試験に関し、提出いただいた書類への記載内容や口述いただいた内容に虚偽や不正があると採用される資格を失います。

また、採用後に不正が発覚した場合には、採用を取り消します。

3 受験手続

(1) 申込受付期間

随時(窓口受付 平日 午前8時45分から午後5時30分まで)

(2) オンラインでのお申込みについて

受験申込をオンラインで行う方は、パソコン等から下記URLにアクセスしてください。

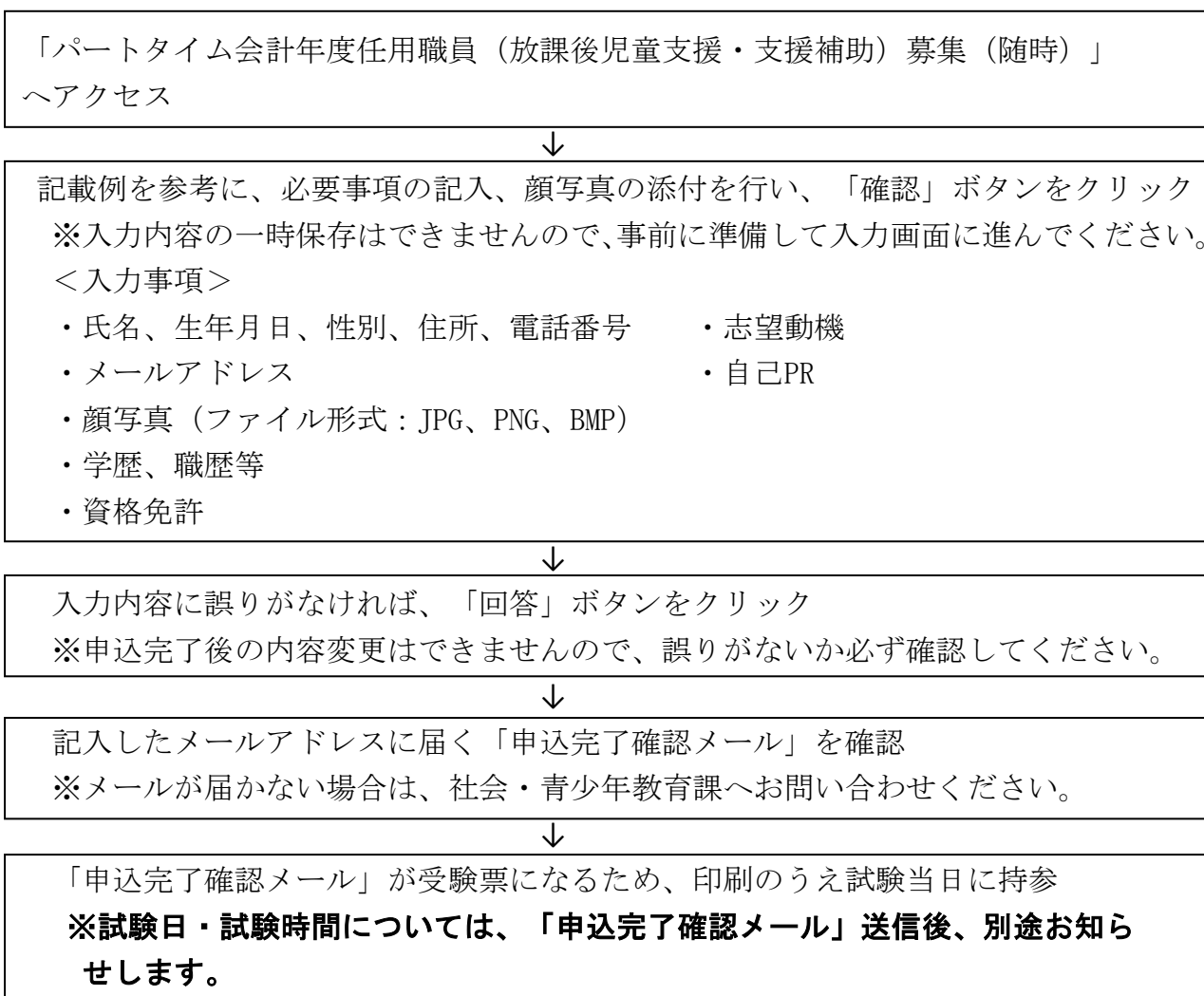
<https://logoform.jp/form/BcLm/495551>

注意事項

- ・申込完了後の入力内容変更は受け付けません。

- ・ 申込が完了した後、登録したメールアドレスに受験票（申込完了確認メール）が送信されます。
- ・ 受験票（申込完了確認メール）は、試験当日に印刷のうえ持参していただく必要があります。
- ・ 迷惑メール対策等でドメイン指定を行っている場合、受験票（申込完了確認メール）が届かない場合がありますので、「@logoform.jp」及び「@city.gifu.gifu.jp」のドメインからのメールが届くよう受信設定してください。
ドメインの設定方法は、各社にお問い合わせください。
- ・ インターネット環境がない等の理由でやむを得ずオンライン申込ができない場合は、窓口または郵送にてお申込みください。

申込フロー（オンライン）



(2) 窓口または郵送でのお申込みについて

申込先・ 岐阜市教育委員会 社会・青少年教育課
問合わせ先 〒500-8701 岐阜市司町40番地1 岐阜市役所18階

電話（０５８）２１４－２３６８（直通）

- 申込方法
- ア 申込書に必要事項を記入し、上記申し込み先へ持参又は郵送してください。
- イ 申込書を郵送する場合は、
- ① 封筒の表に「放課後児童支援・支援補助採用試験」と朱書し、必ず簡易書留郵便にしてください。
 - ② 折り返し受験票を送付しますので、返信用封筒（住所・氏名を記入し、８４円切手を貼ったもの）を同封してください。

4 採用試験

- (1) 実施日 随時（集合時間は申込受付後にお知らせします。）
- (2) 試験会場 岐阜市役所庁舎（詳細は、申込受付後にお知らせします。）
- (3) 試験方法 ◆面接試験
- ・個人面接
 - ・１人１０分程度
- (4) 注意事項
- ・受験票には、申し込み前６か月以内に撮影した写真（上半身・無帽・正面前向き、縦４cm・横３cm）を貼って、**試験当日に必ず持参してください。（申し込みの際は、写真を貼らないこと。）**
- (5) 結果発表 試験終了後、１週間程度で受験者全員に結果を通知します。

5 健康診断書の提出

- (1) 提出方法 合格者は健康診断を受診（自己負担）していただき、社会・青少年教育課へ提出していただきます。
 なお、詳細については、合格者に通知します。

6 勤務条件 (令和6年度実績)

	支援員	支援補助員
職務内容	放課後児童健全育成事業業務の生活指導等に関する業務	支援員の指示に基づく放課後児童健全育成事業業務の補助
勤務日	原則として、土（土曜授業日を除く）・日・祝日を除く日（年間約250日）	
勤務時間	別表1参照	別表1参照
休暇制度	年次有給休暇、病気休暇有り（要綱による）	
報酬	月額124,500円（午後6時15分まで） 月額150,700円（午後7時15分まで） 期末手当 2.45か月分 勤勉手当 2.05か月分 ※次年度以降継続して任用された場合勤務成績等により昇給あり（2回まで） ※期末・勤勉手当は、所定の基準に従い支給されます。（初年度や在職期間により異なります。） ※通勤に要する費用弁償あり	月額45,700円 （午後2時30分～午後4時30分または午後4時15分～午後6時15分まで） 月額85,600円（午後6時15分まで） 月額108,500円（午後7時15分まで） 期末手当 2.45か月分 勤勉手当 2.05か月分 ※期末・勤勉手当は、所定の基準に従い支給されます。（初年度や在職期間により異なります。） ※通勤に要する費用弁償あり
福利厚生	有給休暇あり 健康保険・厚生年金保険あり 雇用保険・労災保険あり	有給休暇あり 健康保険・厚生年金保険なし 雇用保険なし、労災保険あり ※午後7時15分までの勤務は健康保険、厚生年金保険、雇用保険あり
採用日	随時	
勤務場所	放課後児童クラブの開設場所（岐阜市立の小学校、児童館、公民館、旧岐阜養護学校、青少年ルーム、柳津生涯学習センターなど）	

別表1 勤務時間 (令和6年度実績)

		支 援 員	支援補助員	備 考
平 日	通常勤務時間	・午後1時30分～午後6時15分 (4時間45分) ・午後1時30分～午後7時15分 (5時間45分)	・午後2時30分～午後4時30分または ・午後4時15分～午後6時15分まで (支援補助員C:2時間) ・午後2時30分～午後6時15分 (3時間45分) ・午後2時30分～午後7時15分 (4時間45分)	・左記の勤務時間の内、 通常勤務時間以外の勤務がある場合は、規定に基づき、時間外手当を支給する。 ・研修会は年3回開催
	始・終業式日	午前10時頃～午後6時15分(～午後7時15分)		
	卒業式日	午前9時頃～午後6時15分(～午後7時15分)		
	研修日	午前9時30分～午前11時 ※研修後には通常勤務あり		
長期	春・夏・秋・冬 休 み	午前8時～午後6時15分(～午後7時15分)		

7 試験会場

岐阜市役所庁舎(詳細は、申込受付後にお知らせします。)

〒500-8701 岐阜市司町40番地1

電話(058)265-4141(代表)

公共交通機関

- ・岐阜バス 金華橋通り「市役所・メディアコスモス西」または「市民会館・裁判所前」下車
- 長良橋通り「市役所・鶯谷高校口」下車

※試験に関するお問い合わせは社会・青少年教育課までお願いします。